

第百二十六回 参議院農林水産委員会會議録第十一号

平成五年五月二十七日(木曜日)
午後零時十一分開会

委員の異動

五月十一日

野間 起君

補欠選任
森山 眞弓君

五月十二日

森山 眞弓君

補欠選任
野間 起君

五月十三日

矢原 秀男君

補欠選任
矢原 秀男君

五月二十四日

廣中和歌子君

補欠選任
三石 久江君

五月二十五日

三上 隆雄君

補欠選任
坪井 一字君

五月二十六日

三石 久江君

補欠選任
野間 起君

坪井 一字君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉川 芳男君

委員

浦田 勝君

永田 良雄君

菅野 久光君

三上 隆雄君

林 紀子君

青木 幹雄君

大塚清次郎君

鎌田 要人君

佐藤 静雄君

野間 起君

一井 淳治君

稲村 稔夫君

谷本 鶴君

風間 相君

矢原 秀男君

星川 保松君

新聞 正次君

柳沢 伯夫君

田名部匡省君

上野 博史君

入澤 肇君

中道 宏君

高橋 政行君

片岡 光君

出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に三上隆雄君を指名いたします。

○委員長(吉川芳男君) 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡省君) ただいま議題となりました農業機械化促進法の一部を改正する法律案、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

農業の機械化につきましては、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、生物系特定産業技術研究推進機構における試験研究を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところであります。

しかしながら、我が国農業と農村をめぐる状況は、経済の高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、農業就業者の減少、高齢化の進行等、近年大きく変貌しております。

このような状況の中で、経営感覚にすぐれた農業の担い手が夢とやがいがいを持って取り組める魅力ある農業づくりを進めていくため、農業の機械化を一層促進することが急務となっております。

このため、政府といたしましては、農作業の効率化と労働負担の軽減に資する高性能農業機械等の開発・実用化を促進し、これを農業者が効果的に導入して農業経営の改善を図っていくための所要の措置を講ずることができるようになるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、高性能農業機械等の開発及び実用化等を促進するため、農林水産大臣は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、都道府県知事の定める高性能農業機械導入計画の内容を整備拡充し、農作業の安全性の確保に関する事項等を追加することとしております。

第三に、基本方針に基づいて高性能農業機械の実用化を促進するための事業を実施しようとする

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出)

者は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとしております。

第四に、生物系特定産業技術研究推進機構の業務を追加し、認定を受けた計画に係る高性能農業機械の実用化を促進するための事業の実施に必要な資金の出資を行うとともに、農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うことができることとしております。

続きまして、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土・自然環境の保全などの多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かであり、ゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年の農業を取り巻く情勢を見ますと、農業労働力の非農業部門への流出が続く一方、農業従事者の兼業化、高齢化が著しく進行するなど深刻な問題に直面しており、農業経営に意欲と能力のある者を確保するため、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものにしていくことが緊要な課題となっております。

このような状況に対処し、農業の健全な発展を図るためには、さきに農政審議会において取りまとめられた「農業構造・経営対策の課題と対応の方向」に示されておりますとおり、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各般にわたる農業経営基盤の強化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することが急務であると考えております。

このため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明確化するとともに、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進す

る観点から、農用地利用増進法を初め関係七法律につき所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農用地利用増進法の改正であります。同法の題名を農業経営基盤強化促進法に改め、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための基本的な法律とし、新たに都道府県の基本方針及び市町村の基本構想において育成すべき農業経営の目標等を明確化するとともに、これらに則して農業者が作成する農業経営改善計画を市町村が認定する制度を設けることとしております。また、従来の農用地利用増進事業を拡充して農業経営基盤強化促進事業とするとともに、農地保有合理化法人に関する制度を整備し、その事業内容の充実等を図ることとし、これらの措置により総合的に農業経営基盤の強化対策を推進することとしております。

第二に、農地法及び農業協同組合法の改正であります。農業経営の法人化を円滑に推進するため、農業生産法人、農事組合法人の事業及び構成員の範囲を拡大するとともに、これに対応して農業協同組合の正組員員の範囲を拡大することとしております。また、農業協同組合の行う農地保有合理化事業の実施等に必要となる農業経営に関する制度の整備等を行うこととしております。

第三に、土地改良法等の改正であります。農業経営基盤の強化のための生産基盤の整備を円滑に推進するため、土地改良事業の一人施行方式の導入、農林漁業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫による無利子資金貸付制度の創設等の措置を講ずることとしております。

最後に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

いわゆる中山間地域につきましては、我が国農林業生産において大きな地位を占めるとともに、

国土や環境の保全等の多様な役割を果たしております。

他方、これらの地域においては、地勢等の地理的条件が悪く、一般に農業の生産条件が不利であることに加え、近年、農林業の担い手の減少、高齢化の進行が著しいことから、農林業の生産活動が停滞し、これに伴い耕作放棄地等が増大しつつあります。さらに、魅力ある就業・所得確保の機会が乏しいこともあって、農林業のみならず地域社会全体の活力が低下しつつあり、このまま推移すれば、中山間地域の果たすべき役割に重大な支障を生ずることが懸念されております。

このような状況に対処し、中山間地域の活性化を図るためには、さきに農政審議会において取りまとめられた「今後の中山間地域対策の方向」に示されておりますように、各地域の諸条件に応じ、その創意工夫を生かしつつ、農林業の活性化を図るとともに、農林地の効率的かつ総合的な利用、他産業の導入等を行うことにより、地域における就業・所得機会の増大を図ることが急務であると考えております。

以上の観点から、関係省庁が連携して、中山間地域について、農林業を中心としてその他の事業を含めた活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域である等の要件を備えた特定農山村地域を含む市町村は、農林業等活性化基盤整備計画を作成することができるとしてあります。計画においては、農林業その他の事業の活性化の目標、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項、農林業の生産基盤の整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備に関する事項等について定めることとしてあります。

第二に、計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体が作成した新規の作物の導入その他生

産方式の改善によるその構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置等に関する計画及び農林業活性化基盤施設の設置に係る事業を行う者が作成した事業計画について、それぞれ認定を行うことができることとしてあります。また、国及び都道府県は、農業経営の改善及び安定のための計画の認定を受けた者に対して、必要な資金の確保に努めることとしてあります。

第三に、計画を作成した市町村は、第二の認定を受けた者等の必要な農林地の確保や農林業等の活性化の基盤となる施設の円滑な整備等の促進を図るため所有権移転等促進計画を定め、所有権の移転等を促進する事業を行うことができることとしてあります。

このほか、土地改良法及び森林組合法の特例、税制上の特例、地方財政上の特例等に関し所要の措置を講ずることとしてあります。

なお、衆議院において、政府提案に係るこれらの法律案のうち、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案につきましては、農業経営改善計画の認定に当たり地域の関係者の理解と協力を得るよう努める旨の規定を追加する等の、また、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案につきましては、本法律施行後における豊かで住みよい農山村の育成を図るために必要な方途についての検討に関する規定を追加する修正が、それぞれなされております。

以上、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) この際、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案の衆議院における修正部分について、衆議院農林水産委員長代理、理事柳沢伯夫君から説明を聴取いたします。

○委員長(吉川芳男君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。
三案に対する質疑は後日に譲ります。

○衆議院議員(柳沢伯夫君) 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
ただいまの三案の審査のため、来る六月二日の委員会に、北海道旭川市東旭川町豊田六五二、全国農業会議所事務理事池田昭雄君、全国農業協同組合中央会常務理事石倉皓哉君、農業者関川金吾君、農業者山口力男君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御意議ございませんか。

修正の第一点は、都道府県知事が農業経営基盤強化促進基本方針において定める事項は、地域の特性に即したものとすることとしたこととあります。

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十八分散会

修正の第二点は、農業経営改善計画に関する条文に「承認市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。」とした規定を加えることとあります。

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十八分散会

次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案に対する修正について申し上げます。

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第一六七六号)(第一六九二号)(第一七三〇号)(第一七六三三号)(第一八〇三三号)(第一八七八号)

修正の内容は、法律案の附則に「政府は、特定農山村地域について、この法律の施行後における農林業従事者その他の地域住民の生活の状況、農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を通じて国土及び環境の保全等の状況を勘案し、豊かで住みよい農山村の育成を図るために必要な方途について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。」とした条文を加えることとあります。

第一六七六号 平成五年四月二十三日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市永山町一〇ノ三六
富樫征四郎外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

以上が、二法律案に対する修正の趣旨及び内容であります。

第一六九二号 平成五年四月二十三日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市永山町一〇ノ三六
富樫征四郎外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

何とぞ、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

第一八七八号 平成五年五月六日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

○委員長(吉川芳男君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

第一七三〇号 平成五年四月二十六日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

○委員長(吉川芳男君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

第一七六三三号 平成五年四月二十七日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

○委員長(吉川芳男君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

第一八〇三三号 平成五年四月二十八日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

請願者 北海道旭川市西神楽南二条四丁目
相場高
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第一九〇五号)(第一九五二号)(第一九六八号)(第一九八七号)(第一九八九号)(第二〇二七号)

第一七三〇号 平成五年四月二十六日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一九〇五号 平成五年五月十日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市神居町豊里 高田喜八郎外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一七六三三号 平成五年四月二十七日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一九五二号 平成五年五月十一日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一八〇三三号 平成五年四月二十八日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一九六八号 平成五年五月十二日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一八七八号 平成五年五月六日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第一九八七号 平成五年五月十二日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

第一九八九号 平成五年五月十三日受理
米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田六五二
西條正路外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道十川郡東川町西七号南一〇

大城勝義外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二〇一七号 平成五年五月十三日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町東五線北

一二二階堂宏外八十三名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、農業機械化促進法の一部を改正する法律案
- 一、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案
- 一、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

農業機械化促進法の一部を改正する法律案

農業機械化促進法の一部を改正する法律案

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第五条の二、第五条の四)」を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入(第五条の二、第五条の八)」に、「(第十七条)」を「(第十七条、第十九条)」に改める。

第一条中「高性能農業機械」を「高性能農業機械等」に改め、「計画的な」の下に「試験研究、実用化の促進及び」を加える。

第二条に次の三項を加える。

3 この法律において、「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業

経営の改善に寄与する農業機械をいう。

4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによって農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

5 この法律において、「高性能農業機械等」とは、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材をいう。

「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等」を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入」に改める。

第五条の二を次のように改める。

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

二 高性能農業機械実用化促進事業(生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。)の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三 特定高性能農業機械(高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。)の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために

必要な条件に関する事項

四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について通商産業大臣に協議し、かつ、農業機械化審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条の三の見出しを「(都道府県の導入計画)」に改め、同条第一項中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に、「高性能農業機械導入基本方針」を「基本方針」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改め、同条第二項中「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改め、同項第一号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第三号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第四号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第五号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定高性能農業機械を使用した農作業の安全性の確保に関する事項

第五條の三第三項を次のように改める。

第五條の三第三項の内容は、当該都道府県における農業経営の動向に即して特定高性能農業機械の適切な導入を促進することにより、農業構造の改善に資するものでなければならない。

第五條の三第四項中「高性能農業機械導入計画を定めたときは」を「導入計画を定め、又はこれを変更したときは」に改める。

第五條の四の見出しを「(導入計画と国の援助

等)」に改め、同条中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に、「(行なう)」を「(行う)」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改める。

第一章の二中第五條の四の次に次の四條を加える。

(実用化促進計画の認定)

第五條の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者(基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画(以下「実用化促進計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切なものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(実用化促進計画の変更等)

第五條の六 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(指導及び助言)

第五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十六条各号列記以外の部分中「改良」を「改良等」に、「調査並びに」を「調査等並びに」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 認定計画に係る高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うこと。

第十六条に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる業務(高性能農業機械の開発に関するものに限る。)及び同項第三号に掲げる業務は、基本方針に従つて行うものとする。

第十七条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十八条 第五条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第六号の二中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条の三第二十七項中「第十六条第一号又は第二号」を「第十六条第一項第一号又は第四号」に、「同法第十六条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第四号」に改める。

第五百八十六条第二項第二十七号の四及び第七百一条の三十四第三項第十四号中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第四号の二中「第十六条第二号」を「第十六条第一項第四号」に改める。

第四条 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

備に關する法律

(農用地利用増進法の一部改正)

第一条 農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農用地利用増進法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想(第五条・第六条)

第二節 農地保有合理化法人(第七條―第十一條)

第三章 農業経営改善計画(第十二條―第十六條)

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十七條―第二十七條)

第五章 雑則(第二十八條―第三十七條)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることににより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十六条中「農業協同組合」の下に「、土地改良区」を加え、「農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営基盤の強化を促進する」に、「農用地利用増進事業を」を「この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十七条とする。

第十五条を削る。

第十四条中「農用地利用増進事業」を「第三十条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十六条とする。

第十三条第一項中「第十一條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「(昭和二十四年法律第九十五号)」を削り、同条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(資金の貸付け)

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業(第四條第二項第四号に掲げる事業を除く。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(都道府県の特別会計)

第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第三十三号)第十八條第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

第十二条中「第七條」を「第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第十一條第一項の認定に係る同項に規定する」を「第二十三條第一項の認定を受けた」に改め、同条を第三十二条とする。

第十一条の三第一項中「以下同じ」を「以下こ

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標
四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価現物出資に伴い付与される持分を含む。
以下同じ。の算定基準及び支払(持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。)の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項
3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域(農業振興地域の区域内に限る。)の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。)又は民法第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。
5 基本構想は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即するものでなければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第二節 農地保有合理化法人

(農地保有合理化事業規程)
第七條 第五條第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程(以下「農地保有合理化事業規程」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定により基本構想に定められた者(市町村を除く。)は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、同条第六項の承認を受けた市町村(以下「承認市町村」という。)の長の同意を得なければならない。

3 農地保有合理化事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。
4 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 第五條第二項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に、前条第三項に規定する者にあつては基本構想に適合するものであること。
二 第十二條第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
5 都道府県知事は、第一項の承認を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八條 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、

都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の変更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)
第九條 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人(市町村を除く。次条第一項及び第十一條第一項において同じ。)に対し、その業務又は資産の状況に關し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)
第十條 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、農地保有合理化法人(市町村及び第五條第二項第四号ロに規定する法人を除く。)に対し、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、承認市町村の長の意見を聴かなければならない。
(承認の取消し)
第十一條 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七條第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第五條第二項第四号ロ又は第六條第三項に規定する法人でなくなつたとき。
二 農地保有合理化法人が第九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき。
2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第三章 農業経営改善計画

(農業経営改善計画の認定)

第十二条 承認市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを承認市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業経営の現状
- 二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標
- 三 前号の目標を達成するためとるべき措置
- 四 その他農林水産省令で定める事項

3 承認市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 承認市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(認定農業者への利用権の設定等の促進)
第十三条 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)から農用地について利用権の設定等を受けた旨の申出があつた場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣つてゐると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを承認市町村の長に対し要請するものとする。

(課税の特例)
第十四条 認定農業者(第二十三条第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。)であつて第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画(以下「認定計画」という。)に従つて新たに農業経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(資金の貸付け)
第十五条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(研修の実施等)
第十六条 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の作成及びその達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第一条の次に次の二条を加える。

(責務)
第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営の基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(農業経営基盤の強化の実施)
第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

附則に次の二項を加える。
(農林漁業金融公庫等に対する資金の貸付け)
8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに、必要な資金について、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることが出来る。

9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(農地法の一部改正)
第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「みだして」を「満たして」に改め、同項第一号中「これとあわせ行なう」を「その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの、農業と併せ行なう」に改

わせ行なう農業協同組合法」を「併せ行なう農業協同組合法に改め、同項第二号中「いずれかであること」の下に「(合名会社又は合資会社にあつては、へに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、有限会社にあつては、へに掲げる者の有する議決権の合計が議決権の総数の四分の一以下であり、かつ、へに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の議決権の総数の十分の一以下であるものに限る。)」を加え、同号に次のように加える。

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行った同項に規定する農地保有合理化法人(農業協同組合を除く。)又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会へその法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

第三条第一項第四号の三中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第一項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が、省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に規定する農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合

第三条第一項第八号中「(以下)を」又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に規定する農地信託等事業(以下これを「併せ行なう農業協同組合が当該」を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による」に改

め、同条第二項ただし書中「事業を行なう」を「事業を行う」に改め、「農地保有合理化事業（農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を買い入れ、又は借り受けて、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地についてその開発をした場合にあつては、開発後の農地）を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。）を行なう営利を目的」としない法人で政令で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するときを削り、同項第二号及び第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号及び第七号中「ただし書に規定する政令で定める法人を、農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改める。

第四号第一項第三号の二及び第五号第一項第一号の二中「農用地利用増進法第七号を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二号第二項第一号」を「第四号第三項第一号」に改める。

第七号第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号中「行なう農業協同組合」を「行う農業協同組合又は農地保有合理化法人」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

第十二 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により借り受けている小作地

十三 農地保有合理化法人が所有し、かつ、農地売買等事業の実施により貸し付けている小作地

第七号第一項第十三号の二中「農用地利用増進法第七号」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二号第二項第一号」を「第四号第三項第一号」に改める。

三項第一号に改め、同条第三項中、第六号及び第十三号を「及び第六号」に、「つけて」を「付けて」に改める。

第十九条中「六箇月前」を「六月前」に、「一箇月前」を「一月前」に、「農用地利用増進法第七号」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二号第二項第一号」を「第四号第三項第一号」に改める。

第三号 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十号第二項中「させる組合」の下に「（以下「出資組合」という。）を加え、同条第三項中「あわせ行なう」を「併せ行なう」に、「行なうこと」を「行うこと」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一号の十五の二第一項第一号において同じ。）

第十号第三項第二号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「組合員に出資をさせる組合」を「出資組合」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第二章第二節中第十一号の十五の次に次の二条を加える。

第十一号の十五の二 出資組合は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、次に掲げる場合には、第十号に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）として同項第四号に掲げる事業を実施する場合

二 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前号に掲げる場合に準ずると認められるとき。

出資組合の行う前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員（第十六条第一項ただし書に規定する組合員を除く。次項において同じ。）の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に關し、前項の規定による同意をするには、当該組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会を間接に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に關し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会において議決権を行使する場合においても、同様とする。

第十一号の十五の三 組合が、前条第一項の事業を行うときは、農業経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。前項の農業経営規程には、事業の実施方法に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

農業経営規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

第十二条第一項中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「事業を行なう」を「事業を行う」に、「これとあわせ行なう」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業と併せ行なう」に、「のみを行なう」を「のみを行う」に改める。

第十三条第二項中「前項の規定により出資をさせる組合（以下出資組合という。）を「出資組合」に改める。

第三十二条第一項中「宅地等供給事業実施規程」の下に、「農業経営規程」を加える。

第三十五条第一項中「及び宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第三十八条第二項中「若しくは宅地等供給事業実施規程を、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第四十二条中「ある事業」の下に「（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。）」を加える。

第四十四条第一項第二号中「及び宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第七十二条の八第一項第二号中「これ」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業」に改める。

第七十二条の十第一項中「農民」を「次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農民

二 組合

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四号第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地保有合理化法人（前号に掲げる者を除く。）

四 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

第七十二条の十第二項中「組合員」を「同項第一号の規定による組合員」に、「なくなり」を「なくなり、」に改め、同条第三項中「のうちに」の下に「第一項第四号に掲げる者及び」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

第七十二条の十第二項中「組合員」を「同項第一号の規定による組合員」に、「なくなり」を「なくなり、」に改め、同条第三項中「のうちに」の下に「第一項第四号に掲げる者及び」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

第七十二条の十二第四項中「組合員」の下に「(第七十二条の十二第一項第一号の規定による組合員に限る。第七十二条の十七第一項において同じ。)」を加える。

第七十三条第四項中「において」の下に「第六十六条第一項中「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による組合員たる組合の役員」とあるのは、第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第九十三条第一項、第九十四条第一項及び第二項並びに第九十四条の二第一項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第九十五条第一項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改め、同条第三項中「又は宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程」に改め、同条第十一項を「第十一項」に改める。

第一百一十一条第二号の六を第二号の七とし、第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五 第十一項の十五の三第一項の規定に違反したとき。

(土地改良法の一部改正)

第四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中の「行う土地改良事業又は数人が共同して行う」を「又は第三条に規定する資格を有する者の行う」に改める。

第三条第四項中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第二項ただし書に規定する政令で定める」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項に規定する」に改め、「農地保有合理化法人がそ

の所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が同法第七條第一項第十三号の指定を受けているときを削り、「農地保有合理化促進事業(同法第三條第二項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。)」を「農地保有合理化事業(同条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。以下同じ。)」に改め、同条第五項中「農地法の下に(昭和二十七年法律第二百二十九号)」を加える。

第二章第三節の節名中「の行う土地改良事業又は数人が共同して行う」を「又は第三条に規定する資格を有する者の行う」に改める。

第九十五条第一項中「が土地改良事業を行なう場合又は第三条に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なう」を「又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、同条第二項中「が土地改良事業を行なう」とある場合又は第三条に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なうを「又は第三条に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なう」に改め、同条第三項に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なうに改め、同条第四項中「規約の下に(同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第二百三十二條第一項及び第二百三十四條第一項において同じ。)」を加え、「あわせて」を併せて「に改める」。

第二百三十一條の二中「数人共同して」を削り、「者を除く」を「第三条に規定する資格を有する者を除く」に改める。

第二百三十八條第一項第四号中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に改め、同条第五項中「第一号」を「同項第二号」に、「第三号」を「同項第三号」に、「第四号」の数人共同してを「同項第四号」に、「行なう者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「第五号」を「同項第五号」に改める。第二百三十二條第一項中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第二百三十四條第一項中「数人共同して」を削り、「行う者」を「行う第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に、「採るべき」と「とるべき」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第五條 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

26 公庫は、当分の間、第十八條第一項の規定により農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

27 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第六條 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三の次に次の一條を加える。

第五條の四 公庫は、当分の間、第十九條第一項第四号の規定により農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第七條 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号中「農地保有合理化法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項に規定する農地保有合理化事業」に改める。

第二條第一項中「貸付料」の下に、「前條第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還金」を、「費用」の下に「(貸付金を含む)」を加える。

を定める。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農用地利用増進法の一部改正に伴う経過措置) 第二條 この法律の施行前にされた第一條の規定による改正前の農用地利用増進法(以下「増進法」という。第四條第六項の承認及び増進法第五條第一項の承認(廃止に係る承認を除く。))に係る増進法第四條第一項の実施方針(以下「実施方針」という。))は、第一條の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。第六條第六項の承認に係る同條第一項の基本構想(以下「基本構想」という。))とみなす。

2 市町村は、基盤強化法第五條第一項の規定により同項の基本方針が定められた後遅滞なく、前項の規定により基本構想とみなされた実施方針を補充し、都道府県知事の承認を受けなければならない。基盤強化法第六條第二項から第五項まで及び第七項の規定は、この場合について準用する。

3 この法律の施行の際現に増進法第七條の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された増進法第二條第二項第一号の権利は、基盤強化法第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された基盤強化法第四條第三項第一号の権利とみなす。

4 この法律の施行の際現に増進法第九條第一項の認定を受けている者は、基盤強化法第十二條第一項の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行前にされた増進法第十一條第一項の認定に係る農用地利用規程は、基盤強化法第二十三條第一項の認定に係る農用地利用規程とみなす。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第二条の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧農地法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人(以下「旧農地保有合理化法人」という。)の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業(以下「旧農地保有合理化促進事業」という。)の実施については、次項の規定による場合を除き、この法律の施行の日から、基盤強化法第五条第二項第四号ロに規定する法人となる旧農地保有合理化法人にあつては同条第一項の規定により同項の基本方針が最初に定められた日、それ以外の旧農地保有合理化法人にあつては基盤強化法第六条第一項の規定により基本構想が最初に定められた日(前条第一項の規定により基本構想とみなされた実施方針にあつては、同条第二項の規定により補充の承認を受けた日)以後三月を経過する日(その日前に基盤強化法第七条第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあった日)までの間は、なお従前の例による。

3 旧農地保有合理化法人が旧農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地及び所有し、かつ、旧農地保有合理化促進事業の実施により売り渡し又は交換するまでの間一時貸し付けている小作地については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十五条の二第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化

化法人が行っている土地改良事業の実施及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業について当該旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとされるものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(二十二)の二中「農用地利用増進法を「農業経営基盤強化促進法」に、「農用地について利用権の設定等を受けようとする者が定める農業経営の規模の拡大を図るための計画」を「農業経営改善計画」に改める。

別表第三第一号七十の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改め、「ところにより」の下に、「農業経営基盤強化促進基本方針の作成に関する事務を行いを加え、「農用地利用増進事業の実施に関する方針」を「農業経営基盤強化促進基本構想及び農地保有合理化法人が定める農地保有合理化事業規程」に改め、同号(七十二)中「共同の敷地」を「土地改良事業に参加する資格を有する者に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)
第八条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第八条第二項中「農用地利

用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第二条第一項を「第四条第一項第一号」に、「同条第二項第一号」を「同条第三項第一号」に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第九条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十五第一項第三号の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第七号を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第三項中「農事組合法人の下に「農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地保有合理化促進事業を「農地保有合理化事業」に改め、同条第一項中「農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人が当該事業を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が同項第一号に規定する農地売買等事業」に、「又は交換したときは、当該法人を「若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人」に改め、同条第二項中「法人が農地保有合理化促進事業を、農地保有合理化法人が農地売買等事業」に改める。

第七十三条の二十七の七第二項中「農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人」を「農

業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」に、「当該法人」を「当該農地保有合理化法人」に改め、同条第三項中「法人」を「農地保有合理化法人」に改める。

第五百八十六条第二項第八号中「農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人」を「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」に改める。

附則第十一条第二項中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改める。

附則第十一条の五中「法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 旧農地保有合理化促進事業の実施によつて取得される土地に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)第七十三条の二十七の六及び旧地方税法附則第十一条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧地方税法第七十三条の二十七の六第一項中「当該事業の実施により売り渡し、又は交換したとき」とあるのは「当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換したとき、又は農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、若しくは同項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したとき」と、旧地方税法附則第十一条の五第一項中「第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法以下本条において「旧地方税法」という。)第七十三条の二十七の六第一項」と、(附

則第十一条の五第一項とあるのは「旧地方税法附則第十一条の五第一項」と、同条第二項中「七十三條の二十七の六第一項」とあるのは「旧地方税法第七十三條の二十七の六第一項」とする。

2 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。第七十三條の二十七の七第二項の規定は、この法律の施行の日以後の同項に規定する換地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第七十三條の二十七の七第二項に規定する換地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新地方税法第五百八十六條第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に取得される同号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第五百八十六條第二項第八号に規定する土地(同日以後に附則第三條第二項の規定により旧農地保有合理化法人が取得した当該土地を含む。)又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(小字及び一は衆議院修正)

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、

もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。

2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。及び開発して農用地とすることが適当な土地

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

三 木竹の集団的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。及び林地とすることが適当な土地

四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されることが適当な土地

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

3 この法律において「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 次に掲げる農林業その他の事業の活性化を図るための措置の実施を促進する事業

イ 新規の作物の導入その他生産方式の改善による農業経営(食用きのこその他の林産物の生産を併せ行うものを含む。以下同

じ。)の改善及び安定に関する措置

ロ 農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置

ハ 需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売に関する措置

ニ 都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置

ホ その他地域における就業機会の増大に寄与する措置

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な農業用施設、林業用施設その他主務省令で定める施設(以下「農林業等活性化基盤施設」という。)の整備を促進する事業

三 農林地(農用地及び林地をいう。以下同じ。)の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)

四 農林業その他の事業を担うべき人材の育成及び確保その他農林業その他の事業の活性化を促進するために必要な事業

主務大臣は、第一項の政令で定める要件に該当する特定農山村地域を公示するものとする。

5 主務大臣は、第三項第二号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業の原則)

第三条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業は、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図るためにする自主的な努力を助長し、かつ、地域住民の生活の向上が図られること並びに農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を通じて国

土及び環境の保全等の機能が十分發揮されることを旨として実施するものとする。

(農林業等活性化基盤整備計画)

第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画(以下「基盤整備計画」という。)を作成することができ、

2 基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林業その他の事業の活性化の目標

二 農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項

三 農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であつて、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項

四 その他主務省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

5 市町村は、前項第二号及び第三号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

基盤整備計画は、過疎地域活性化計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計

画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければならぬ。

6 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第二号に掲げる事項について、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農業経営の改善及び安定のための計画の認定)
第五条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

(資金の確保)
第六条 国及び都道府県は、前条の認定を受けた団体及びその参加構成員が当該認定に係る計画に従って同条の措置を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定)
第七条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行

おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第八条 計画作成市町村は、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員又は前条の認定を受けた者から第五条の認定に係る計画又は前条の認定に係る事業計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合において必要があるときその他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法

六 その他農林水産省令で定める事項
3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が基盤整備計画に適合するものであること。

二 所有権移転等促進計画において、次に掲げる所有権の移転等のいずれかが定められていること。

イ 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため行う農林地についての地目変換(農用地間又は林地間における地目変換を除く。)を伴う所有権の移転等(ロに該当するものを除く。)

ロ 農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転等及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該農用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項の

規定により同条第一項の許可をすることができない者に該当しないこと。

ロ 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農林業等活性化基盤施設の用に供するためのものである場合にあっては、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員(当該認定に係る計画に従って特定施設を設置する者に限る。)、前条の認定を受けた者又は地方公共団体その他の基盤整備計画に即して農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)を適正かつ確実に整備することができると認められる者として主務省令で定める者であること。

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、所有権の移転等が行われた後において、前項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められる者であること。

4 計画作成市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、当該所有権移転等促進計画が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

一 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。)であること。

二 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化調整区域をいう。)内にあり、かつ、所有権の移転等が行われた後において、農林業等活性化基盤施設の用に供されることとなること(同法第二十九條又は同法第四十三條第一項の規定による許可を要する場合に限る。)

5 都道府県知事は、前項第一号に掲げる要件に

該当する所有権移転等促進計画について同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(所有権移転等促進計画の公告)

第九條 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めるときは、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 計画作成市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第四項の承認を受けた所有権移転等促進計画については前項の規定による公告を行う場合について、この限りでない。

(公告の効果)

第十條 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十一條 第九條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法明治三十二年法律第二十四号の特例を定めることができる。

(森林組合法の特例)

第十二條 市町村は、基盤整備計画において第四條第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たり、特定農山村地域における農用地の保全のため必要があると認めるときは、同号に掲げる事項に係る農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置として、森林組合が特定農山村地域において委託を受けて農作業を行う事業を実施する旨を、当該森林組合の同意を得て、定めることができる。

2 当該森林組合は、当該市町村が第四條第六項の承認を受けたときは、森林組合法(昭和五十

三年法律第三十六号)第九條第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、前項に規定する事業を実施することができる。

(農業協同組合及び森林組合の連携)

第十三條 基盤整備計画に係る特定農山村地域(以下「対象地域」という。)の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び森林組合は、当該基盤整備計画の円滑な実施が促進されるよう、農作業又は森林施業の受託等による農用地及び森林の保全、地域特産物の販売又は加工等に関し、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(土地改良法の特例)

第十四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二條第一項の規定により、同法第二條第二項に規定する土地改良事業の施行に係る地域(対象地域内の区域に限る。以下「対象施行地域」という。)につき、換地計画を定める場合には、対象施行地域内で農業と併せて林業を営む者の林業経営上必要な施設であつて、その者の経営の安定を図り、もつて農業構造の改善を図るために必要で欠くことができない施設として基盤整備計画に定められたもの(政令で定める要件に適合するものに限る。)を同法第五十三條の三第一項第二号に掲げる施設とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定により、対象施行地域につき換地計画を定める場合について準用する。

- 一 農林水産大臣又は都道府県知事 土地改良法第八十九條の二第一項
- 二 市町村 土地改良法第九十六條の四において準用する同法第五十二條第一項

(課税の特例)

第十五條 対象地域内において、第七條の認定を受けた者(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に限る。)が当該認定に係る事業計画に従つて設置した農林業等活性化基盤施設について

は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができ。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、対象地域内において第七條の認定に係る事業計画に従つて農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者(自治省令で定める要件に該当する者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくはこれらの敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当すると認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国等の援助)

第十七條 国及び地方公共団体は、基盤整備計画の達成に資するため、基盤整備計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(地方債の特例等)

第十八條 計画作成市町村が、第七條の認定を受けた者のうち自治省令で定めるものが当該認定に係る事業計画に従つて行おうとする農林業等

活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものの設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2

地方公共団体が基盤整備計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発の促進)

第十九條 国及び地方公共団体は、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び開発に関する施策を行うに当たっては、対象地域内において土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業の総合的な施行その他の農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発が促進されるよう配慮するものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十條 国の行政機関の長又は都道府県知事は、対象地域内の土地を基盤整備計画に定める農林業等活性化基盤施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第二十一條 国は、基盤整備計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2

計画作成市町村は、基盤整備計画の達成のため必要があるときは、関係官林局長又は官林支局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

(生活環境の整備)

第二十二條 国及び地方公共団体は、基盤整備計

等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関

する法律第二条第二項第一号に規定する農用地に限る。を農業を営む者が同号に規定する農用地の用に供する目的で取得した場合にお

ける当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成七年三月三十一日までに行われたとき

附
則

じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 当該土地の取得が農用地区域内にある土地以外の土地の取得である場合 当該土地

の価格の四分の一に相当する額

二 当該土地の取得が農用地区域内にある土

地の取得である場合 当該土地の価格の三分の一に相当する額

附則第十一条の四第一項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

国土庁設置法の一部改正）

二八
七条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四条中第二十五号を第二十六号とし、第二

十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十

二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法

事務を処理するに三。
律（平成五年法律第
号）の施行に關す

る事務を処理すること
第七條第一項中「第四條第二十三號」を「第四
條第二十四號」に改める。
農林水産省設置法の一部改正）

八条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の四の次に次の一号を加え

る。

二十七の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。

第二十九条中「第二十号まで」の下に、「第二十七号の五」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十九号の四の次に次の一号を加える。

三十九の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に關すること。

(建設省設置法の一部改正)

第十條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十一号中「及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)」を、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十八号)」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に關する事務を行うこと。

五月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一 地域農業振興法案(衆)
一 中山間地域等農業振興法案(衆)

地域農業振興法案
地域農業振興法

(目的)

第一條 この法律は、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業の健全な発展を図るため、地域の農業者が相互に又はその地域で農業に關連する事業を営む者(以下「地域農業関連事業者」という。)若しくは消費者の組織する団体(以下「消費者団体」という。)と連携して行う地域の農業の振興に關する自主的な努力を助長するための市町村地域農業振興計画等の策定及び当該計画等に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もって地域経済の発展及び農村における地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(地域の農業の振興の原則)

第二條 農業がその営まれる地域の自然的経済的社会的諸条件に応じ健全に發展するためには、地域の農業が、地域の農業者の自主的な意向に基づき、かつ、地域の農業者相互の又は地域の農業者と地域農業関連事業者若しくは消費者団体との連携を基礎とし、地域の諸資源を活用して行われることが不可欠であることにかんがみ、国及び地方公共団体が行う地域の農業の振興に關する目標及び対策並びに計画の策定、当該計画に基づく事業の実施その他の措置は、地域の農業を担う者の確保、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業経営の合理化、地域における農業を中心とする産業構造の高度化、消費者の需要の高度化及び多様化に対応した農業経営の合理化及び多角化、農村における良好な生活環境の確保その他の地域の農業の振興を図るために必要な事項に關し地域の農業者が相互に又は地域農業関連事業者若しくは消費者団

体と連携して行う自主的な努力を総合的かつ計画的に助長することを旨として行われなければならない。

(地域農業振興基本目標及び基本対策)

第三條 農林水産大臣は、全国地域農業振興會議の議を経て、政令で定めるところにより、地域の農業の振興に關する基本的な目標及び当該目標を達成するために必要な基本的な対策(以下「地域農業振興基本目標及び基本対策」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 農林水産大臣は、地域農業振興基本目標及び基本対策の案を作成しようとするときは、關係行政機關の長に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、地域農業振興基本目標及び基本対策につき閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地域農業振興基本目標及び基本対策の変更について準用する。

(地域農業振興目標及び対策)

第四條 都道府県知事は、地域農業振興基本目標及び基本対策に基づき、都道府県地域農業振興會議の議を経て、当該都道府県における地域の農業の振興に關する目標及び当該目標を達成するために必要な対策(以下「地域農業振興目標及び対策」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、地域農業振興目標及び対策を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、農林水産大臣は、全国地域農業振興會議の意見を聴くとともに、關係行政機關の長に協議するものとする。

3 都道府県知事は、地域農業振興目標及び対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地域農業振興目標及び対策の変更について準用する。

(市町村地域農業振興計画)

第五條 市町村は、地域農業振興目標及び対策に基づき、市町村地域農業振興會議の議を経て、五年を一期とする市町村地域農業振興計画(以下「市町村計画」という。)を定めることができる。

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域の農業の振興に關する基本方針

二 地域の農業を担う者の確保を図るために地域の農業者が相互に又は地域農業関連事業者若しくは消費者団体と連携して行う次に掲げる事項の促進に關する事項

イ 農業後継者その他の新たに農業を営み又は農業に従事する者の確保

ロ 地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業を営む農業者の育成

ハ 地域の農業及び農業に關連する産業を振興する上で指導的役割を担う者の育成

三 地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業経営の合理化を図るために地域の農業者が相互に連携して行う次に掲げる事項の促進に關する事項

イ 農業生産の基盤の整備及び開発、農業技術の改善等による地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた地域農産物の生産の拡大

ロ 農作業の共同化、異なる品目を生産する農業者間における産出物の相互利用の拡大、地域農産物の運搬、加工、貯蔵又は販売の共同化、農業者が協同して農業を営むための組織の設立等による地域における農業の協業化

ハ 農作業の機械化、農業者の委託を受けて農作業に従事する者の確保、農作業における健康安全管理上必要な施設の設置等による地域における農業労働条件の改善

四 地域における農業を中心とする産業構造の高度化を図るために地域の農業者と地域農業関連事業者が連携して行う次に掲げる事項の促進に關する事項

イ 地域農産物を原料又は材料とする特産物

その他新商品の研究開発、農産加工品の原料又は材料となる農作物の栽培面積の拡大、地域農産物の加工施設の増設等による地域農産物の加工の増進

ロ 地域農産物及び地域農産物を原料又は材料とした農産加工品（以下「地域農産物等」という。）の小売のための市場並びに地域農産物を消費地域の市場に出荷するための集荷場の設置並びに施設の改善及び取扱品目の拡大、地域農産物等の販売に当たつての消費者に対する当該地域農産物等の生産行程に関する情報の提供等による地域農産物等の販売の拡大

ハ 農村景観の整備のための景観作物の栽培、農村における伝統的な建造物の保存、観光客のレクリエーションの用に供するための果樹その他の農作物の栽培施設、牧場等の整備、地域農産物を原料又は材料とする観光みやげ品の開発又は品質の改善、宿泊施設等の旅行関係施設の整備等による地域農産物等、農村景観その他の地域資源の観光資源としての一体的活用

五 地域農産物、農村景観等の地域資源に対する消費者の需要の高度化及び多様化に対応した農業経営の合理化及び多角化を図るために地域の農業者が消費者団体と連携して行う次に掲げる事項の促進に関する事項

イ 農業者が消費者団体に委託して行う農産物に対する需要の動向の調査、地域農産物の生産行程に関する情報の提供及び農産物に関する知識の普及、消費者団体に供給する地域農産物の品質の向上、地域農産物の流通の合理化等による地域農産物に対する需要の開拓及び拡大

ロ 農村景観等の地域資源を活用したレクリエーション施設、休養施設又は農作業を体験するための施設等の運営、農村に伝承されてきた文化的所産を活用した催物の開催等による地域農産物の販売の拡大及び農業

者の安定的な就業の機会の確保

六 地域の農業の振興を図るために地域の農業者が相互に連携して行う共同給水施設及び共同排水施設、日常生活に必要な物資の販売施設その他生活の利便の増進に資する共同利用施設の整備等による良好な生活環境の確保等の促進に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、地域の農業の振興に関し必要な事項

三 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定めなければならない。

四 市町村は、市町村計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県地域農業振興会議の意見を聴くものとする。

五 市町村は、市町村計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

六 市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

七 農林水産大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

八 第一項及び第四項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

（市町村地域農業振興年度別計画）

第六条 市町村は、毎年度、市町村地域農業振興会議の議を経て、市町村計画の実施のために必要な事項について市町村地域農業振興年度別計画（以下「市町村年度別計画」という。）を定めるものとする。

二 前条第五項から第七項までの規定は市町村年度別計画の策定について、前項及び同条第五項から第七項までの規定は市町村年度別計画の変更について、それぞれ準用する。

（都道府県地域農業振興計画）

第七条 都道府県は、地域農業振興目標及び対策に基づき、当該都道府県における地域の農業の振興を図るため、都道府県地域農業振興会議の議を経て、五年を一期とする都道府県地域農業振興計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

二 都道府県計画は、第五条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が市町村計画を定めた市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

三 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。

四 第五条第三項及び第五項から第七項までの規定は都道府県計画の策定について、第一項及び同条第五項から第七項までの規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

（都道府県地域農業振興年度別計画）

第八条 都道府県は、毎年度、都道府県地域農業振興会議の議を経て、都道府県計画の実施のために必要な事項について都道府県地域農業振興年度別計画（以下「都道府県年度別計画」という。）を定めるものとする。

二 第五条第五項から第七項までの規定は都道府県年度別計画の策定について、前項及び同条第五項から第七項までの規定は都道府県年度別計画の変更について、それぞれ準用する。

（全国地域農業振興会議）

第九条 農林水産省に、全国地域農業振興会議（以下「全国会議」という。）を置く。

二 全国会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、地域の農業の振興に関する重要事項を調査審議する。

三 全国会議は、地域の農業の振興に関する重要事項について内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

四 全国会議は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する委員四十人以内で組織する。

一 農業者を代表する者

二 地域農業関連事業者を代表する者

三 消費者を代表する者

四 都道府県地域農業振興会議の委員

五 地域の農業の振興に関し学識経験のある者

六 前項に規定する委員の任命は、同項第一号に掲げる者に係る委員にあっては農業者の組織する団体の推薦に基づいて、同項第二号に掲げる者に係る委員にあっては地域農業関連事業者の組織する団体の推薦に基づいて、同項第三号に掲げる者に係る委員にあっては消費者団体の推薦に基づいて、同項第四号に掲げる者に係る委員にあっては各都道府県の都道府県地域農業振興会議の協議による推薦に基づいて行うものとする。

七 全国会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

八 第四項及び第五項に規定するもののほか、全国会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県地域農業振興会議）

第十条 都道府県に、都道府県地域農業振興会議（以下「都道府県会議」という。）を置く。

二 都道府県会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における地域の農業の振興に関する重要事項を調査審議する。

三 都道府県会議は、当該都道府県における地域の農業の振興に関する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べることができる。

四 都道府県会議は、次に掲げる者のうちから都道府県知事が任命する委員三十五人以内で組織する。

一 農業者を代表する者

二 地域農業関連事業者を代表する者

三 消費者を代表する者 四 市町村地域農業振興会議の委員 五 地域の農業の振興に識見のある者 六 当該都道府県の職員 七 前条第五項の規定は、前項第一号から第四号までに掲げる者に係る委員の任命について準用する。この場合において、同条第五項中「各都道府県の都道府県地域農業振興会議」とあるのは、「各市町村の市町村地域農業振興会議」と読み替えるものとする。 八 前条第六項の規定は、都道府県会議について準用する。 九 第四項及び第五項に規定するもののほか、都道府県会議の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。 第十條 市町村に、市町村地域農業振興会議（以下「市町村会議」という。）を置く。ただし、その区域内において農業が行われていない市町村には、市町村会議を置かない。 第十一條 その区域内の耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地の面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものは、市町村会議を置かないことができる。 第十二條 市町村会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市町村長の諮問に應じ、当該市町村における地域の農業の振興に關する重要事項を調査審議する。 第十三條 市町村会議は、当該市町村における地域の農業の振興に關する重要事項に關し、市町村長に意見を述べることができる。 第十四條 市町村会議は、次に掲げる者のうちから市町村長が任命する委員二十五人以上以内で組織する。 一 農業者を代表する者 二 地域農業関連事業者を代表する者 三 消費者を代表する者 四 地域の農業の振興に識見のある者 五 当該市町村の職員	六 第九條第五項の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる者に係る委員の任命について準用する。 七 第九條第六項の規定は、市町村会議について準用する。 八 第五項及び第六項に規定するもののほか、市町村会議の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。 （交付金） 第十二條 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県及び市町村に對し、都道府県年度別計画及び市町村年度別計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付する。 （国等の援助） 第十三條 国は都道府県に對し、国及び都道府県は市町村に對し、それぞれ、都道府県計画及び市町村年度別計画又は市町村計画及び市町村年度別計画の策定のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。 第十四條 国、都道府県及び市町村は、農業者、地域農業関連事業者及び消費者団体に對し、都道府県年度別計画又は市町村年度別計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めなければならない。 附 則 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第九條から第十一條までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、初年度約二百二十一億円の見込みである。 中山間地域等農業振興法案 中山間地域等農業振興法 （目的）	第一條 この法律は、中山間地域等において、農業を営む上での自然的経済的社会的諸条件が不利なため、農業者の減少及び耕作放棄地の増加が著しく、農業の継続及び農村における地域社会の維持が困難となっている現状にかんがみ、市町村が中山間地域等において農業を営む者に交付する奨励金に充てるための中山間地域等農業経営奨励交付金等の交付及び市町村等が市町村年度別計画等に基づき行う事業であつて中山間地域等の農業の振興に寄与するものに要する費用に充てるための特別の交付金の交付等の措置を講じ、もつて中山間地域等における農業の継続及び中山間地域等の農村における地域社会の維持を図り、あわせて国土の保全に資することを目的とする。 （定義） 第二條 この法律において「中山間地域等」とは、農業を営む上での自然的経済的社会的諸条件が不利なためその区域内の農業の継続及び農村における地域社会の維持が困難となっている平地の少ない地域その他の地域として次の各号に定める地域に該当する地域をいう。 一 政令で定める区域をその区域とする地域（以下「政令で区分した地域」という。）でその区域内にある農地で営まれる農業から生ずる所得の総額をその区域内にある農地の面積で除して得た数値（以下「単位面積当たり農地所得」という。）が政令で定める数値未満のもの 二 政令で区分した地域で次に掲げる数値が政令で定める数値を超えるもの イ その区域内にある耕作が放棄されている農地で政令で定めるものの面積をその区域内にある農地の面積で除して得た数値（以下「耕作放棄地率」という。） ロ その区域内にある農地（耕作が放棄されている農地を除く。以下同じ。）で高齢者が農業を営んでいるものとして政令で定めるものの面積をその区域内にある農地の面積	で除して得た数値（以下「高齢者営農地率」という。） ハ その区域内にある小規模な農業集落（農業上形成されている集落として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）として政令で定めるものの数値をその区域内にある農業集落の数で除して得た数値（以下「小規模農業集落率」という。） 第三條 この法律において「特定市町村」とは、中山間地域等の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村をいう。 第四條 この法律において「農業」とは、耕作の業務（これに付随する業務を含む。）をいう。 第五條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。 第六條 この法律において「都道府県年度別計画」とは、地域農業振興法（平成五年法律第 号）第八條第一項に規定する都道府県地域農業振興年度別計画をいう。 第七條 この法律において「市町村年度別計画」とは、地域農業振興法第六條第一項に規定する市町村地域農業振興年度別計画をいう。 第八條 国は、特定市町村に對し、当該市町村の区域内の中山間地域等における農業の継続及び中山間地域等の農村における地域社会の維持を図るため当該市町村が中山間地域等において農業を営む者に交付する奨励金で政令で定めるものに充てるため、予算の範囲内において、中山間地域等環境保全型農業奨励交付金を交付するものとする。 第九條 国は、特定市町村に對し、当該市町村の区域内の中山間地域等における環境保全型農業（自然環境の保全に資する農業として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の普及を図るため当該市町村が中山間地域等において環境保全型農業を営む者に交付する奨励金で政令で定めるものに充てるため、予算の範囲内において、中山間地域等環境保全型農業奨励交付金を交付するものとする。
---	--	--	---

のとする。

(中山間地域等農業経営奨励交付金等の金額)

第四条 中山間地域等農業経営奨励交付金の金額は、特定市町村ごとに、当該中山間地域等の区域内にある農地の面積並びに当該中山間地域等の単位面積当たりの農業所得額、耕作放棄地率、高齢者農業比率及び小規模農業集落率を勘案して政令で定めるところにより算定した金額とする。

2 中山間地域等環境保全型農業奨励交付金の金額は、特定市町村ごとに、当該中山間地域等の区域内にある農地であつて当該市町村が環境保全型農業が営まれるものとして農林水産省令で定めるところにより確認したものの面積及び当該中山間地域等の単位面積当たりの農業所得額から当該農地で営まれる環境保全型農業から生ずる所得の総額を当該農地の面積で除して得た数値を控除して得た数値を勘案して政令で定めるところにより算定した金額とする。

3 前項の金額を定めるに当たっては、水道用水の水源の水質の保全に資するように配慮するものとする。

(中山間地域等特別交付金)

第五条 国は、都道府県又は市町村に対し、当該都道府県又は市町村が都道府県年度別計画又は市町村年度別計画に基づく事業であつて中山間地域等の農業の振興に寄与すると認められるものの実施に要する経費に充てるため、地域農業振興法第十二条の規定により交付金を交付するほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の交付金を交付する。

(地方債についての配慮)

第六条 都道府県又は市町村が前条に規定する事業で政令で定めるものの実施に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(減価償却の特例)

第七条 中山間地域等において都道府県年度別計画又は市町村年度別計画に照らして適切と認められる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した農業者、農業に関連する事業を営む者又は消費者の組織する団体があるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は制作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、都道府県又は市町村が、中山間地域等において都道府県年度別計画又は市町村年度別計画に照らして適切と認められる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した農業者、農業に関連する事業を営む者又は消費者の組織する団体について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他の政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該都道府県又は市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該都道府県又は市町村の当該各年度分の減収額(固定資産税その他の政令で定める地方税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り、そのうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該都道府県又は市町村の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(報告の徴収)

第九条 農林水産大臣は、中山間地域等農業経営奨励交付金又は中山間地域等環境保全型農業奨励交付金を交付するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、中山間地域等において農業を営む者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
2 この法律は、平成十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約三百九十一億円の見込みである。

第九号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	四	四	現地点	現時点
六	四	三	十割	十アール
七	一	八	コドリンガ	コドリンガ
八	四	九	コドリンガ	コドリンガ
九	一	七	価格	価額